

上里町立学校の教育職員に関する
業務量管理, 健康確保措置実施計画

令和8年4月
上里町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状 1
2. 目標 2
3. 計画の期間 3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . . 6

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

学校における教育活動の質を持続的に高めていくためには、教職員が心身ともに健康で、専門性を十分に発揮できる環境を整えることが不可欠である。近年、教職員の業務量は増加傾向にあり、長時間勤務や過重負担が教育の質や学校運営に影響を及ぼすことが懸念されている。こうした状況を踏まえ、教職員の業務量を適切に管理し、健康を確保するための組織的な取組を計画的に推進することが求められている。

本計画は、教職員の勤務実態を的確に把握し、業務の適正化と働きやすい職場環境の整備を図ることで、教職員が子どもたち一人ひとりに向き合い、質の高い教育を提供できる体制を構築することを目的とする。また、教職員の健康保持・増進を図ることは、学校の教育力の向上と持続可能な学校運営につながるものであり、上里町として目指す教育の実現に直結する重要な取組である。

本計画に基づき、学校・教育委員会・地域が一体となって教職員の働き方改革を推進し、子どもたちにとってより良い教育環境を創り上げていく。「学校における働き方改革」は上里町として目指す教育を実現するために必要であることや、「計画」をどのように子供たちへのより良い教育につなげるのかなどについて、上里町の「総合振興計画」等を踏まえ、作成する。

(2) 上里町の現状

○上里町では、令和2年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する規則として、「上里町立学校教職員の業務量の適切な管理等に関する規則」(以下「規則」という)及び「公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取組の結果、上里町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月41時間	13%	0%
中学校	月43時間	31%	0%

○時間外在校等時間が45時間を超える割合が・中学校31%と多くなっている。教材研究や生徒指導、部活動指導などの業務の負担感が大きくなっており、教材の共有や組織的生徒指導、部活動の地域展開に向けての取組を図るとともに各校の実情に応じた創意工夫した「働き方改革」の取組を推進することによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

各教育職員の時間外在校等時間について、国の指針で定める上限時間(1箇月時間外在校等時間: 45時間、1年間時間外在校等時間: 360時間)の範囲内とする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間以内にする。

(3)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を10日以上取得の割合を100%にする。【令和6年度94%】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を7%以下まで減少させる。【令和6年度10.1%】
- ・ストレスチェックにおける健康リスクの値を90以下とする。【令和6年度86以下】
- ・ストレスチェックにおける働きがいの普通以上の割合を75%以上まで増加させる。【令和6年度64.9%】
- ・ストレスチェックにおける仕事の負担(量)の大きい・やや大きい割合を40%以下とする。【令和6年度54.5%】
- ・ストレスチェックにおける仕事の負担(質)の大きい・やや大きい割合を45%以下とする。【令和6年度56.8%】
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

3. 計画の期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

- 毎年、現状を把握し、各年度の取組内容を整理し、1年ごとに更新していく。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- 上里町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3分類」①関係)

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。区長会や地域ぐるみ協議会などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応(「3分類」②関係)

・放課後から夜間における見回りについては、くらし安全課が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)(「3分類」③関係)

・学校徴収金等の学校徴収金について、金融機関への振り込み化を前向きに検討していく。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応(「3分類」⑤関係)

・8年度中に、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を図っていく。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答(「3分類」⑥関係)

・校務支援システムの機能等を活用することによって、上里町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。・学校事務体制の強化のため、今後も学校事務共同実施を行っていく。

◇学校プールや体育館等の施設・設備の管理(「3分類」⑨関係)

・体育館や校庭の地域開放施設の管理業務について、教育委員会生涯学習課において行う。

◇部活動(「3分類」⑬関係)

・11年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現するため協議を進める。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、今後も部活動指導員の配置拡充等を進める。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理(「3分類」⑮⑯関係)

・授業準備や採点作業等を補助する上里町会計年度任用職員(スクールサポートスタッフや支援員)を全校に配置する。

- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応(「3分類」⑨関係)

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加目標を50%とし、専門的な知見を活用しつつ教職員か、連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年3回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、職員会議などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた改善を図る。
- ・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を設置を進めるとともに、対応時間の周知を図る。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が60時間を超えた教育職員に教育指導課による面接指導を実施する。
- ・ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 8年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に年14日間の一斉学校閉庁日の設定を行う。
- ・ 早出遅出勤務制度、テレワークの導入について8年度中に検討を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、上里町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、上里町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、上里町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らし課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営

協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、上里町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。